

3 養豚経営安定対策補完事業

種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上並びに養豚経営の安定を図るための生産性の向上及び生産コスト削減に資する取組を支援するため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② (1) のア～エ、(2) のア・イのいずれかより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
ただし、(1) のエの取組を応募する場合には、(1) のア、イ又はウのいずれかと併せて応募しなければならない。
- ③ 補助金予定総額：200,000千円
- ④ 実施期間：本事業の実施期間は令和5年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 集団的肉豚能力向上支援事業</u></p> <p>産子数や飼料効率の向上等による生産性向上や生産コストの低減を図るため、次に掲げる取組を自ら実施し、又は地域の生産者集団等に対し、次に掲げるアからウまでの取組への支援を実施。ただし、エの取組については、生産者集団等に対しアからウまでの取組への支援を実施する場合に限る。</p> <p>ア 純粋種豚等の導入</p> <p>組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための家畜人工授精用精液の導入</p>	(1) の事業 179,158千円以内	1／2以内 ただし、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚の補助単価については1頭当たり400千円以内、それ以外の純粋種豚の補助単価については1頭当たり100千円以内 家畜人工授精用精液の補助

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>イ 一代雑種雌豚の導入 純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚（一代雑種豚血統証明書若しくは種豚業者が交付する母豚の一腹記録簿を受けたもの（両親が種豚登録されているものに限る。）又は両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないものに限る。）が、養豚業を営む者等が広く参加する取組として全国統一手法により実施される遺伝的能力評価（以下、「全国的な遺伝的能力評価」という。）を受けたものに限る。）の導入</p>		<p>単価については1本当たり10千円以内</p> <p>1／2以内 ただし、一代雑種雌豚の補助単価については1頭当たり20千円以内、導入頭数については一経営体当たり30頭を上限（うち両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親が全国的な遺伝的能力評価を受けたものについては5頭を上限）</p>
<p>ウ 特色ある肉豚生産のための種豚の導入 集団的な取組として特色ある肉豚の生産性向上に資するものであって、(ア)と(イ)のいずれの要件にも該当する種豚の導入 (ア) 血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが証明書等により確認できるもの (イ) 特色ある肉豚を生産するために使用するものであって、規約等により、その肉豚の血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが定められているもの</p>		<p>1／3以内 ただし、特色ある肉豚生産のための種豚の補助単価については1頭当たり30千円以内、導入頭数については雌の場合に限り一経営体当たりの繁殖豚の頭数の1／3を上限</p>
エ 事業の推進指導		定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>アからウまでの事業の円滑な推進を図るための現地指導等</p> <p><u>(2) 生産性向上支援事業</u></p> <p>肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、全国又は都道府県を区域として、次に掲げるアの取組を自ら実施し、又は地域の生産者集団等に対し、次に掲げるアの(ア)の項目への支援を実施。また、全国又は都道府県を区域としてイの取組を実施。ただし、アの(イ)の項目については、生産者集団等に対しアの(ア)の項目への支援を実施する場合に限る。</p> <p>ア 飼養管理技術向上支援</p> <p>(ア) 豚の家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催及び研修会修了者の現地指導の実施</p> <p>(イ) 事業の推進指導</p> <p>(ア) の事業の円滑な推進を図るための現地指導等</p> <p>イ 養豚農業実態調査</p> <p>先進的な経営改善の取組の普及を図るため、養豚経営における優良事例調査（飼養管理、繁殖技術、環境対策等）及び実態調査の実施。これに係る調査事項等検討会の開催並びに調査実施後の結果分析及び報告書の作成・配布を実施。ただし、優良事例調査と実態調査は一体的に取り組むものとする。</p>	<p>(2) の事業 20,842千円以内</p>	定額